

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 1 0 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部
健康安全課長
(契印省略)

工場火災による労働災害防止の徹底について

平素から労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、新潟県村上市の米菓製造工場における火災（別紙参照）により、6名の労働者が死亡するという重大な災害が発生しました。

現在、新潟労働局災害対策本部（本部長：新潟労働局長）において、事故の発生原因等の調査を進めていますが、一部報道機関によりますと、深夜勤務の労働者に対して避難訓練が実施されていなかったことが報じられています。

については、下記事項に留意していただき、労働安全衛生関係法令に基づく安全衛生教育及び消防関係法令に基づく避難訓練等を通じ、火災発生時の対応が全ての労働者に対して周知され、その徹底が図られるよう、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

記

1 基本的考え方

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第25条の規定に基づき、事業者は、労働災害発生の際に急迫した危険があるときは、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならないこととされていることから、火災が発生した際に退避等の措置が円滑に行われるよう、事業者は、あらかじめ安全衛生教育及び避難訓練等を実施することにより、火災発生時の対応を全ての労働者に対して周知徹底することが重要です。

2 安全衛生教育、避難訓練等について

(1) 安全衛生教育の的確な実施と避難訓練等との連携

安衛法第59条第1項の規定に基づき実施する雇入れ時の安全衛生教育及び作業内容変更時の安全衛生教育については、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」（労働安全衛生規則第35条第1項第7号）を内容に含めることとされていることから、別途、消防関係法令に基づき実施する避難訓練等の実施時期及び実施内容等も勘案の上、両者を有機的に連携させる等により、安全衛生教育、避難訓練等の効果的な実施に努めるようにしてください。

また、消防関係法令に基づく避難訓練等の実施頻度等も踏まえ、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育に限らず、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」を内容に含めた安全衛生教育を定期的を実施するように努めてください。

(2) 就業形態の異なる労働者への配慮

上記(1)により、雇入れ時の安全衛生教育及び作業内容変更時の安全衛生教育のうち、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」を消防関係法令に基づく避難訓練等により実施することとした場合、交代制勤務、シフト制勤務等により、避難訓練等の実施日又は実施時間帯に出勤しない者も想定されるため、当該者に対しては、臨時の避難訓練を実施するほかに、別途、資料等を用いた教育を実施するなどの配慮に努めてください。

3 安全管理体制

事業場の規模に応じ、総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者を選任し、上記2に掲げる事項を管理又は、担当させてください。

4 その他

工場火災の防止について、消防等関係行政機関から集団指導、合同避難訓練等の実施について協力を求められた場合には積極的に協力するようにしてください。